

山形DWA Tについて

山形県地域福祉推進課
地域福祉担当

1 DWA Tの概要

DWA T (Disaster Welfare Assistance Team) とは、大規模災害発生時に避難所において、高齢者・障がい者・妊産婦・こどもなどの要配慮者に対する支援を行う災害派遣福祉チームです。

DWA Tは、社会福祉士・介護福祉士・保育士等、各福祉分野の専門家で構成されます。災害時には、事前に登録されたチーム員名簿から派遣可能な方を選んでチームを編成します。

2 DWA Tの必要性について

近年、災害そのものではなく、避難後に体調の悪化等が原因で被災者が亡くなる「災害関連死」が増加する傾向にあります。平成28年に発生した熊本地震では、死者273名の8割にあたる223名が災害関連死とされています。

このような災害関連死は、避難所における福祉的な支援があれば、相当数防止することができます。

3 活動イメージ

令和元年東日本台風災害

長野県ふくしチームの活動

一般避難所支援 (DWA T機能)

①ラウンド・アセスメント

- 保健、看護チームと連携して要配慮者等に声掛けを行う。
- 服薬の確認や血圧、体温の測定を行いながら、体調や不安なこと、被災体験などをお聞きする。
- 顔見知りになる中で今後の住まいの確保等について相談につながるケースもあった。

②要配慮者支援

- 要配慮者の福祉サービス利用支援、地元相談機関へのつなぎ。
- 配慮が必要な避難者への定期的な見守り、服薬管理や声掛け。
- 地元相談機関の指示を受けて、病院やデイサービスへの送り出しの支援なども行なった。

③環境整備



階段の手すり設置

④なんでも相談コーナー



⑤集いの場づくり

避難所の高齢者等を対象に介護予防の体操実施。理学療法士会とふくしチームが分担。



福祉避難所の支援



10月13日、長野市北部保健センターで、福祉避難所の設置を支援。また、県介護福祉士会と連携して介護職の派遣調整を実施。

地域連携



長野市災害ボランティアセンターで、介護支援専門員や看護師による被災者相談を実施。

4 よくある質問

Q 1 事前に施設・団体が協力申出書を提出したり、職員個人がチーム員として登録した場合、必ず被災地へ派遣されることになりますか？

A 1 事前に協力申出書を提出したり、チーム員として登録されていても、派遣要請に応じる義務が発生するわけではありません。

災害が発生し、被災自治体からDWA Tチーム派遣の要請があった場合、登録者に対してメールで派遣要請を行い、派遣可能と回答のあった方を対象として派遣調整を行います。

チーム員は、ご自分の健康状態や勤務先の状況を踏まえて、判断してください。派遣に適さない状態であれば、無理せず辞退していただいて構いません。

Q 2 派遣されたチームは、被災地でどのくらいの期間活動することになりますか？

A 2 原則として、往復の移動日を含んで5日間です。

Q 3 派遣されるチーム員の人件費はどうなりますか？ また、旅費などはチーム員の自己負担になりますか？

A 3 ①人件費、②旅費（宿泊費含む）、③車両燃料代等については、災害救助法の適用がある場合に県が負担します。

Q 4 派遣されたチーム員が被災地でケガをした場合の補償はありますか？

A 4 県がチーム員を対象とする傷害保険に加入していますので、チーム員へ保険金の支払があります。

Q 5 他県ではどのくらいチーム員が登録されていますか？

A 5 北海道・東北6県で約1,200人のチーム員が登録されています（令和6年現在）。

山形県では、現在89名（R8.6.1）が候補者として届出されています。

Q 6 施設がDWA Tのチーム員派遣に協力する場合、何か事前手続きが必要になりますか？

A 6 事前に基本協定や派遣協定等を締結していただく必要があります。